

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者（以下「支援対象者」という。）を支援するNPO等の民間団体が行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、支援対象者の社会的自立の促進と支援環境の充実を図ることを目的とした「NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の営利を目的としない団体（法人格の有無は問わない）（以下、「NPO等の民間団体」という。）で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 京都市域に活動拠点があり、ニート、ひきこもり支援等、若者の社会参加・社会的自立を目的とした活動実績が1年以上あること。
- (2) 法令等を遵守していること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (4) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度中において、支援対象者の社会参加及び社会的自立に向け、原則として月1回以上実施する、自信と能力を向上させるために効果的な事業のうち、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、同事業に対し、京都市及び他の行政機関から補助金交付を受ける又は受けた場合及び営利目的の事業等については、補助対象外とする。

(1) ピア交流事業（居場所事業）

ア 支援対象者の状態

特定の者との関係性は維持できているが、自身の存在価値を見失っている者

イ 支援の目標

同じような経験をしている者又は経験した者との交流を通じて、自己肯定感を醸成する

ウ 事業内容

自宅以外の安心できる場所で実施する各種活動において、同じような経験をしている者同士又は経験した者との交流により、自己肯定感が醸成され、能動的な行動

変容が期待される事業

(2) 社会体験活動事業

ア 支援対象者の状態

ひきこもり状態は脱したが、コミュニケーション能力が不足している者、社会の中で自分の役割を見出せない者などで、社会に参加するためのきっかけや自信をつけようとする者

イ 支援の目標

ボランティアなどの社会体験活動等を通じて、社会に参加するための能力の向上や自信の回復を図る

ウ 事業内容

周囲から感謝される経験を積むことができ、共同作業を通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上が期待される事業

(3) 安心ジョブチャレンジ事業（初期型ジョブトレーニング）

ア 支援対象者の状態

ひきこもり状態を脱し、働く意欲は芽生えたが、働くことに自信が持てず、就労の前段階として就労経験を積もうとする者

イ 支援の目標

就労経験を通じて、就労への具体的なイメージを確立し、就労を目指すための具体的活動のためのきっかけを獲得する

ウ 事業内容

NPO等の民間団体が簡易な仕事を創設又は事業者からの仕事の提供を受け、支援対象者が一定期間就労を経験し、僅かでも奨励金を得ることで、就労への意欲の向上や社会スキルの獲得が期待される事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために直接必要となる交通費、通信運搬費、謝金、会場利用料、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、その他市長が適当と認める経費とする。

2 前項の経費のうち、備品購入費については、次条に定める補助額の4分の1以内とする。

3 事務所の賃借料、光熱水費及び事務局職員の人件費など、団体の経常的な管理運営経費、その他市長が不適当と認める経費は対象外とする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる金額を上限として、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(1) ピア交流事業 40万円

(2) 社会体験活動事業 40万円

(3) 安心ジョブチャレンジ事業 50万円

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、補助金の交付を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)がNPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付申請書(第1号様式)によって、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請団体の概要や活動内容が分かる書類
- (4) 申請団体の定款・規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付を受けようとする年度の当初から補助金の交付決定前までに事業を実施しようとする場合において、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金事前着手届(第2号様式)を市長へ提出したときは、この限りではない。

(標準処理期間及び交付の決定)

第8条 市長は、別に定める期日から14日以内に条例第10条各項の決定を行い、交付することを決定したときは、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付決定通知書(第3号様式の1)により、交付しないことを決定したときは、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金不交付決定通知書(第3号様式の2)により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費の20%を超える増減

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、翌年度の4月7日までに、NP

〇等民間団体の子ども・若者支援促進事業等実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 利用者支援実績一覧表
- (4) 領収書等、事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類の写し
- (5) 事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料、チラシ等の成果物等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 条例第19条の規定による補助金の交付額の確定は、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定する通知を受けた団体は、速やかに市長に補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 補助金の交付決定を受けた団体が、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助交付決定の取消）

第14条 補助交付決定後、補助対象者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明した場合、補助金交付決定を取消す。

（その他）

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 広報は、この要綱の施行前においても行うことができる。

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付申請書

（宛先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

申 請 額	円
事 業 名	
事 業 区 分	<input type="checkbox"/> ピア交流事業 <input type="checkbox"/> 社会体験活動事業 <input type="checkbox"/> 安心ジョブチャレンジ事業
事 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 申請団体の概要や活動内容が分かる書類 (4) 申請団体の定款・規約 (5) その他市長が必要と認める書類

注：該当する□に，レ印を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金事前着手届

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金要綱第7条の規定に基づき、交付決定前に事業着手します（又はしています）ので、届け出ます。なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

事 業 名	
事前着手の理由	
着手（予定）年月日	年 月 日

注：本様式は、交付決定前に事業着手する（又はしている）場合に御提出いただく必要があるものです。着手（予定）年月日以前に支出された経費については、交付金の対象外となりますので、御注意願います。

第3号様式の1（第8条関係）

（ 年度）

第 号
年 月 日

様

京都市長
（担当 ）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付とすることに決定しましたので、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- （1）本補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- （2）本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。
- （3）補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （4）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （5）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
- （6）事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出してください。
- （7）上記各号に違反した場合は、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがあります。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式の2（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条関係）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金変更承認申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金第9条の規定により補助金に係る変更の承認を申請します。		
事業名		
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号	
変更事由		
変更内容		
事業の概要及び効果	変更前	変更後
事業に要する費用の額	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書	

第5号様式（第9条関係）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金第9条の規定により、事業の中止・廃止に係る承認を申請します。	
事業名	
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号
区分	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
中止・廃止年月日	年 月 日
中止・廃止理由	

注：該当する□に，レ印を記入してください。

第6号様式（第10条関係）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金実績報告書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金第10条の規定により，事業の実績を報告します。

事業名	
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業に要した額	円
交付決定事業に要した額のうち補助金を申請する額	円
事業の概要及び効果	
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 利用者支援実績一覧表 (4) 領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (5) 事業実施状況を確認できるもの（状況写真，報告資料，チラシ等の成果物等） (6) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

様

京都市長

（担当 ）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けをもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付額 円

（※1 減額して交付するときは、その理由を付記する。）

※1.3 交付額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第13条関係）

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金概算払請求書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業補助金第13条の規定により、補助金の概算払を請求します。	
事業名	
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号
補助金交付予定額	円
概算払請求額	円